

北陸新幹線小浜京都ルート of 推進を求める意見書

北陸新幹線は、我が国の国土強靱化および地方創生を推進する高速交通ネットワークとして、その整備が着実に進められてきたところであり、本県においては、令和6年3月の金沢・敦賀間開業により、北陸と首都圏・関西圏を結ぶ交流・経済活動の活性化に大きな効果をもたらしている。

敦賀・新大阪間については、平成29年3月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームにおいて小浜京都ルートに決定されて以降、環境影響評価や事業推進調査など、約10年にわたり検討と手続きを積み重ねてきたところであり、これまでの経緯や取組の蓄積において、他の構想段階のルート案と同列に論じられるものではない。

仮に小浜京都ルート以外のルートを採用する場合には、新たな環境影響評価等を実施する必要が生じ、全線整備の実現までに更なる時間を要することが懸念される。こうした事態は、北陸新幹線全線整備の大幅な遅延につながり、地域の将来像の具体化や民間投資、さらには我が国全体の高速交通ネットワークの形成にも深刻な影響を及ぼしかねない。

北陸新幹線の全線整備は、東京一極集中の是正、日本海国土軸の形成、災害時における代替輸送ルートの確保等の観点からも極めて重要であり、とりわけ小浜京都ルートは、北陸と関西圏をつなぐ合理的なルートとして、地域の活力向上と持続的発展に大きく寄与するものである。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 小浜京都ルートの優位性を速やかに再確認し、与党が合意したとおり国会会期中にルート議論を終結し、早期に詳細な駅位置、ルートを決定すること。
- 2 科学的知見に基づく丁寧な説明を、ルート議論等により途切れさせることなく積み重ね、地元の理解を得て、施工上の課題を早期に解決すること。
- 3 着工5条件を早期に解決すること。
特に、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。
- 4 沿線自治体に過度の負担が生じないように、より一層のコスト縮減、十分な財政措置をはかること。
- 5 関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、北陸新幹線の必要性や意義を説明すること。
- 6 環境アセスメントを丁寧かつ迅速に進めること。
- 7 JR小浜線は、並行在来線に該当しないことを確認すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年5月19日

福 井 県 議 会